

美馬市子どもの読書活動推進計画

〔第三次推進計画〕

令和7年3月

美馬市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもたちが読書によって様々な知識や言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上でとても大切なものです。そのための環境づくりを、社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

しかし、近年子どもたちを取り巻く環境は、情報化社会が進展して、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、大きく変化し、活字離れ・読書離れにつながっていると言われています。知りたい情報が、簡単にそして瞬時に得られるようになっている反面、溢れる情報の中から正しい情報を判断する力が必要となってきました。そのためには、読書を通じて読解力や判断力、想像力、思考力、表現力など生きる力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探究心や真理を求める態度を培っていくことが大切です。

本市においては、平成27年3月に「美馬市子どもの読書活動推進計画(第一次推進計画)」を策定し、5年間の取組を見直し、「第二次推進計画」を策定しました。そして、家庭・地域・学校等において関係機関や各種団体の皆様のご協力のもと、読書活動の推進を進めてきました。

市内小・中学校での「朝読書」や地域ボランティア団体の方々による「読み聞かせ」や市立図書館における様々な活動など、子どもたちが読書の楽しさに触れ、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備に努めてきました。このたび、第二次推進計画の計画期間の終了に伴い、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するという基本方針を大切に、子どもの読書環境の変化を踏まえた見直しを行い、「第三次推進計画」を策定しました。

今後、本計画の趣旨を積極的に普及・啓発をするとともに、地域や家庭、学校をはじめ関係機関が連携・協力をしながら施策の実現に努め、本市の子どもたちが身近なところで読書を楽しむことのできる機会の提供や環境整備を図って参ります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

美馬市教育委員会教育長 小 笠 原 仁 美

目 次

第1章 これまでの取組の成果と課題

1	これまでの子どもの読書活動推進の取組	1
2	これまでの取組の成果	2
3	これまでの取組の課題	3

第2章 基本的な考え方

1	「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定の趣旨	4
2	基本方針	4
3	推進計画の体系	6
4	計画の期間	6

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1	家庭における子どもの読書活動の推進	7
	(1)家庭における推進	7
	(2)ブックスタート事業による推進	8
2	学校における子どもの読書活動の推進	9
	(1)認定こども園・幼稚園における推進	9
	(2)小学校・中学校における推進	10
	○学校図書館（図書室等）の活性化	10
	○支援の必要な子どもの読書活動の推進	14
3	地域における子どもの読書活動の推進	15
	(1)図書館における子どもの読書活動の推進	15
	(2)ボランティア団体等による子どもの読書活動の推進	18

第4章 家庭・学校・地域の連携による子どもの読書活動の推進

1	家庭・学校・図書館・ボランティア団体等の連携・協力体制	20
2	推進のための情報収集と提供	21
3	「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」における取組	22

【資料編】

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」	1
「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定の経緯	4
「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿	5

第1章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの子どもの読書活動推進の取組

【国】

- (1) 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
- (2) 平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
- (3) 平成17年7月 「文字・活字文化振興法」
- (4) 平成18年12月 「教育基本法」
- (5) 平成20年3月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔第二次基本計画〕」
- (6) 平成22年 「国民読書年」
- (7) 平成25年5月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔第三次基本計画〕」
- (8) 平成30年4月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔第四次基本計画〕」
- (9) 令和5年3月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔第五次基本計画〕」

【県】

- (1) 平成15年11月 「徳島県子どもの読書活動推進計画」
- (2) 平成20年10月 「徳島県教育振興計画」
- (3) 平成21年3月 「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第2次推進計画〕」
- (4) 平成26年10月 「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第3次推進計画〕」
- (5) 令和元年10月 「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第4次推進計画〕」
- (6) 令和6年10月 「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第5次推進計画〕」

【市】

- (1) 平成19年4月 「美馬市教育振興計画〔基本計画〕」
- (2) 平成27年3月 「美馬市子どもの読書活動推進計画」
- (3) 平成29年3月 「第2次美馬市教育振興計画」
- (4) 令和2年3月 「美馬市子どもの読書活動推進計画〔第二次推進計画〕」
- (5) 令和4年2月 「第3次美馬市教育振興計画」

2 これまでの取組の成果

本市では「美馬市教育振興計画基本計画」に基づき、「美馬市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。子どもの読書活動は、創造力や集中力を育て、人生を豊かなものにする上で必要不可欠なものであり、また、学校*1においても、児童生徒の読解力や論理的に考える力等を培い知的活動を増進するとともに、豊かな感性や情操を育む上で大きな役割を担っています。

そのため、読書のきっかけづくりから児童生徒が本を好きになり、自主的に読書に親しむようになるまで、発達段階に応じて子どもが読書活動を行う機会が提供されるよう努めています。

(1) 学校図書館等の蔵書の充実

認定こども園や幼稚園における図書スペースの確保、学校図書館の蔵書と運営の充実を図り、児童生徒が自ら進んで本を読もうとする環境づくりを推進しています。また、各校においてホームページや学校だよりを活用し、読書環境や読書活動の取組等を紹介しています。

(2) 図書館ボランティアの募集と組織化

学校図書館の運営や読み聞かせ等の活動の充実のために、読書ボランティアとの連携を推進しています。各校において、保護者や地域に図書館ボランティアを募り、組織化し、計画的な活用を行っています。

(3) 朝の読書等の推進

児童生徒に読書の習慣を身に付けさせるため、朝の読書や全校一斉読書を推進しています。また、個性や特色を生かした魅力ある学校づくりに読書活動を取り入れています。

(4) ブックスタート事業

絵本を通して親子の絆を深めてもらうため、乳児相談時に乳児に絵本を贈るとともに、ボランティア団体「読書サポーター連絡会」による読み聞かせを実施しています。

(5) 学校間や図書館等とのネットワーク化

各学校図書館・図書館等とのネットワーク化を進め、蔵書のデータベース化など図書検索ができるシステムを構築し、市内の全蔵書が一元的に活用できるよう努めています。

3 これまでの取組の課題

(1)関係団体等を対象とした読書に関する研修会の実施

ボランティアの高齢化による退会等で、人員が減少してきています。そのために、早急にボランティアの確保や養成が求められています。

(2)家庭における読み聞かせの啓発

仕事と家事の忙しさからゆっくり読書に向き合う時間のない家庭の増加により、家庭での読み聞かせの状況は、二極化しており、乳幼児の読書活動に影響を及ぼしています。

(3)市内各学校の蔵書のデータベース化の推進

蔵書をデータベース化できていない学校や、古い図書の整理に十分な時間の確保ができない学校があります。蔵書のデータベース化を進めるとともに、各学校図書館と市立図書館の間で蔵書を検索できるネットワークシステムの構築や図書の管理を専門的に行える人員の確保が今後望まれます。

(4)校務支援システムの有効活用

校務支援システムを活用し、各学校が発行する図書だより等の共有化が求められています。

(5)特別な支援を必要とする子どもへの図書の充実

障がいのある子どもや日本語を母国語としない外国籍の子ども等、特別な支援を必要とする子どものための図書の充実や、自分で本が読めない子どもへの読み聞かせボランティアの確保に努めていく必要があります。

*1 学校(p.2の語句説明)

ここで学校とは、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校を示す。

第2章 基本的な考え方

1 「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関して、国においては「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行。以下「推進法」という。）に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が定められました。

この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものとして策定されました。

さらには、その成果と課題を踏まえ、今後の施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものとして、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画、平成30年には第四次基本計画、令和5年3月には第五次基本計画がそれぞれ策定され、県においても令和6年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第5次推進計画）が策定されました。

本市においては、「美馬市教育振興計画」に基づき、「美馬市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を進めてきました。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは、極めて重要です。

そこで、本市においても、国・県の計画の趣旨に基づいて、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る施策の基本的方向と具体的な取組を示すものとして、「美馬市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画」を策定します。

2 基本方針

読書を通じて、子どもは、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第1条*2 で規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものです。

このような子どもの自主的な読書活動を推進するため、「美馬市子どもの読書活動推進計画」においては、すべての子どもが豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養い、家族・友人・社会・世界と「つながる」読書活動を支援し、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の理解・関心を高め、家庭・学校・地域の連携のもと市民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組む環境を整備することをめざします。

（1） 家庭・学校・地域を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・学校・地域を通じた社会全体で取り組むことが重要です。家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関や民間団体とも緊密に連携し、相互に協力することが求められます。

このような観点から、家庭や学校、図書館等の社会教育施設、ボランティア団体等が、相互に連携・協力を図り、子どもの自主的な読書活動の推進を図るために取り組むとともに、必要な体制の整備に努めます。

（2） 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境の整備においては、地域の実情を十分に勘案し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。また、子ども自身が読書活動に関心を持ち親しむ環境づくりに努めることが必要です。子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知りきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要です。

このような観点から、家庭・学校・地域等において子どもが自主的に読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

（3） 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に保護者・教員・保育教諭等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要があります。

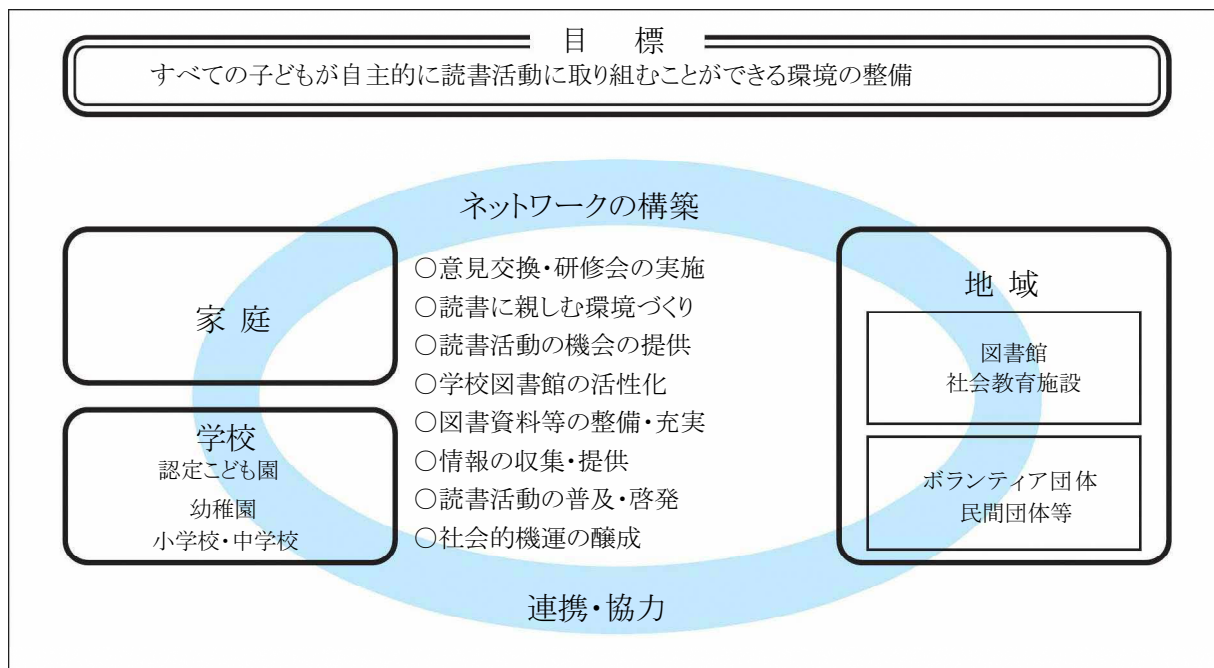
このような観点から、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発に努めます。

*2 文字・活字文化振興法 第1条

同法では、「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」と示されている。

3 推進計画の体系

本市においては、この「美馬市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が相互に連携協力し、地域社会全体でその目標達成を図ります。



4 計画の期間

計画の期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1)家庭における推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣は、乳幼児期を通じ、日常の家庭生活が出発点となり形成されていくものです。読書が生活の中に位置づけられるためには、保護者や家族が読書に親しむ姿を子どもに見せるとともに、子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読み、感じた想いを伝え合ったりするなど家庭の中に、読書を楽しむ雰囲気をつくることが大切です。

しかしながら、本市では、核家族化や両親がともに就労する家庭の増加に伴い、保護者をはじめとした大人から子どもの読書活動に対する働きかけが十分に行えない状況がみられます。さらに、ゲームやインターネット等のメディアの発達により生活スタイル等の生活環境が大きく変革したことで、子どもの興味や関心が多様化し、子どもの読書離れが進んでいます。

そのような中で、情緒の安定や読書習慣の大きな基礎となる乳幼児期から行う読み聞かせや遊びを通して絵本などに親しむことは重要です。保護者をはじめとする家族が読書活動の重要性を認識し、みんなで読書に親しむ時間を共有するために、次のような取組を推進します。

【具体的な取組】

- リーフレットや市広報紙、ケーブルテレビ放送等を通して、読書活動推進に関する情報提供に努めます。
- 市の保健担当部署と連携して、乳幼児健診等の機会を捉え、保護者に読書の意義や重要性についての啓発を行い、理解の促進に努めます。
- 乳幼児期からの読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうために市の保健担当部署やボランティア団体と連携して「ブックスタート事業」を実施します。
- 乳幼児向けのブックリスト(推薦図書リスト)を配布します。
- 家族ぐるみでの図書館の利用や、読書活動に関する講演会や研修会への参加を働きかけます。

(2)ブックスタート事業による推進

【現状と課題】

乳児の体の成長には、ミルクが必要なように、乳児の言葉と心を育むためには、抱っここの温かさの中で、周囲の人から優しく語りかけてもらうことが大切だといわれています。乳児は、こうした語りかけを通して、自分が愛されていることを感じ、それにより人を信頼し、言葉を介して心を通わせることを学びます。これは同時に、家族にとっても赤ちゃんへの読み聞かせが豊かなひとときとなり、親子関係や子育ての環境づくりにも大きな意味をもっています。



ブックスタートの読み聞かせ

ブックスタート事業は、すべての乳児に絵本を無料でプレゼントし、乳児と絵本との楽しいひとときを分かち合うことを目的として、本市では、平成23年度から取り組んでいます。令和6年度は乳児相談時に、絵本の紹介をしながら、お気に入りの絵本を手渡しています。その際に、読み聞かせのアドバイスを行うとともに、早い時期に絵本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

- | | |
|------|---------------------------------|
| ○対 象 | 生後3～4か月の乳児とその保護者 |
| ○場 所 | 美馬市役所保健センター |
| ○日 時 | 木曜日（または水曜日） 午前中 |
| ○内 容 | 親子を対象に読み聞かせをした後に保護者の希望する絵本を1冊贈呈 |

この事業は、ボランティア団体「読書サポーター連絡会」の協力を得て実施していますが、多くのボランティアが必要です。今後も、ボランティアの資質向上を図るとともに、会員の増加が求められます。

【具体的な取組】

- ブックスタート事業を受けた乳児の発達段階に応じた絵本との出会いを支援するために、図書館等と連携をして、乳幼児を対象としたおはなし会や保護者に絵本などを紹介する活動を進めます。
- 乳児に贈呈する絵本の選定や「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100」を図書館等と連携して推薦します。
- ボランティアの資質向上を図るための研修会の開催や、講演会等の参加を推進します。

2 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 認定こども園・幼稚園における推進

【現状と課題】

認定こども園や幼稚園は、子どもにとって初めての集団生活を営む場であり先生や周りの幼児と関わりながら様々なことを学ぶ場でもあります。園生活の中で絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わいます。認定こども園や幼稚園では、読み聞かせ等の活動を日常的に取り入れるとともに、子どもたちがゆったりした気持ちで絵本等にふれることができるような環境づくりに努めています。その中で、子どもたちは、読書の楽しさを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われ、豊かな感性を育むことができます。

また、子どもが絵本や物語に親しむためには、家庭が重要な役割を果たすため、読書に対する理解と関心がもてるよう、保護者への働きかけを行い、保護者自身が絵本の楽しさに気づいたり、親子の絆を深めたりする機会の一つにできるよう取り組みます。

認定こども園や幼稚園では、担任等による読み聞かせを継続的に取り入れているほか、小・中・高校生との交流活動や地域ボランティア・保護者・図書館と連携し、読み聞かせを行うなど、子どもたちが絵本の世界にふれる多様な機会をもつことができています。

保護者への啓発として、定期的に家庭への図書の貸出を行い、家庭で読み聞かせをしてもらう機会をもっています。しかし、仕事と家事の忙しさからゆっくり読書に向き合う時間のない家庭の増加により、家庭での読み聞かせの状況は二極化しており、幼児の読書活動に影響を及ぼしています。

【具体的な取組】

- 幼児が絵本等に興味をもち、親しめるように絵本コーナー等の環境づくりを進め、保護者に読書活動の大切さを啓発し、理解の促進に努めます。
- 保護者、地域ボランティア、小・中・高校生、市立図書館と連携を図り、読み聞かせ等、多様な取組を工夫していきます。
- 未就園児を対象とした子育て支援活動の中で読み聞かせに取り組み、地域の就園前の子どもたちや保護者への啓発に努めます。
- 絵本や物語、紙芝居等の教材研究や、読み聞かせの技術について職員研修の充実を図ります。

<実践校紹介>

美馬認定こども園では、日々の生活の中で保育教諭による読み聞かせや月に1度地域支援ボランティアの方々による読み聞かせを行っています。

また、各クラスで今どんな絵本に興味があるのかを紹介するコーナーや園児が保護者に読んでもらいたい絵本を選んで家庭に持ち帰る等、園でも家庭でも絵本に触れる機会が少しでも増えることを願いながら、様々な取組や環境構成に努めています。

そのような中、誕生会での保育教諭の出し物に、大きさ・素材・絵のタッチなどを工夫しながらペープサート*3 や大型パネルや小道具等を自ら手作りした「絵本シアター」を取り入れる月もあります。園児たちは普段から見たり、聞いたり、触れたりしていた絵本が、ひと味違った、立体的で躍動感溢れるシアターとなっていることに、釘付けとなってじっと見つめたり、歓喜の声をあげたりしていました。今後も園児が絵本により親しみをもち、新たな世界へと興味や関心をさらに広げていけるよう、工夫をした取組を続けていきたいと考えています。



ボランティアの方による
絵本の読み聞かせの様子



絵本「ばけばけばけたくん」
より、絵本シアターの様子



部屋で読んでいる、子どもたち
が好きな絵本の紹介コーナー

(2) 小学校・中学校における推進

○学校図書館*4（図書室等）の活性化

【現状と課題】

小学校では、「朝の活動」の時間帯に全校一斉読書（朝読）を実施したり、地域のボランティア団体による読み聞かせを行ったりして、児童の読書に対する関心や意欲の向上に取り組んでいます。子ども同士の読み聞かせやたくさん読んだ児童を表彰することにより意欲づけを行っている学校もあります。

図書委員会による、新着本・お薦め本の紹介や、読書集会等の開催、ポスターやリーフレットでの広報活動等、学校図書館が楽しい場所になるような取組も行っています。また、学級文庫を充実させたり、市立図書館の団体貸出を利用したりすることで、気軽に本を手にする事ができる環境づくりにも努めています。

図書を購入する際には、学年で相談したり、子どもから意見を聞いたりして、子どもに読ませたい本、子どもが読みたがっている本を、ジャンルを問わずバランス良く購入するように配慮しています。

中学校では、「朝の活動」の時間帯の読書、担任や地域ボランティア団体による読み聞かせを行い、学校図書館に新刊図書コーナーを設置するなどして、生徒の読書に対する関心を高めるように努めています。また、図書委員によるポスターの制作や、お薦め本の紹介など、委員会活動を活性化して、生徒自身が主体的に読書活動を進められるように工夫しています。本市は、学校図書館の環境整備や蔵書の充実を図っていますが、生徒たちにとって読書がより一層身近なものとなるよう学級文庫を設置するなど、いつでも本が手に取れる環境づくりに努めています。さらに、市立図書館と連携して学校図書館に市立図書館の本をお借りして、出張図書館を開いている学校もあります。

小学校の課題としては、高学年になるほど読む子と読まない子との差がはっきりとしてくること、読んでいても漫画調の本を好む傾向が強くなってくることがあげられ、じっくりと文字に親しませることが課題となっています。

また、蔵書をデータベース化できていない学校や、古い図書の整理に十分な時間の確保ができない学校があります。図書の管理を専門的に行える人員の確保が、今後必要になってくると思われます。

中学校の課題としては、部活動のため放課後は開館できず、生徒たちが昼休みの限られた時間しか学校図書館を訪れることができないことがあげられます。また、学校図書館司書がいないことから、開館している昼休みも、図書委員に任せっきりにせざるをえないということも課題です。

今後は、学級文庫や移動式図書コーナーをより充実するなど開館時間の少なさを補えるような工夫や、誰もが訪れたくなり使いやすい魅力的で便利な学校図書館づくりのための人的配置を、地域学校協働本部事業のボランティアの協力も得ながら進めていく必要があります。

また、コンピュータによる蔵書管理・検索や校務支援システムの利活用など、学校図書館業務の効率化にも努めなければなりません。

【具体的な取組】

- すべての教職員が、子どもの読書活動推進の意義や読解力向上の重要性への理解をより一層深められるよう、研修を充実します。
- 学校の全教育活動で学校図書館の利活用と読書活動が推進できるよう、全体計画や年間指導計画の作成に努めます。
- 魅力的で使いやすい学校図書館になるよう、読書ボランティアの協力を得るなど図書委員会活動の活性化に努めます。
- 学校図書館業務の効率化が図れるよう、コンピュータによる蔵書管理・検索、システムの構築や、学校間で「図書だより」や関連文書を共有するための校務支援システムの利活用を進めます。
- 全教育活動で学校図書館が利用できるよう、学習・情報コーナーを設置し、各教科等において調べる活動を取り入れるように努めます。
- 読みたい本や調べたい本の情報交換ができるよう、市立図書館との連携を深めます。
- 読書活動を一層活性化できるよう、各種団体が主催する読書感想文コンクール等に積極的に参加します。
- 読書活動を一層充実できるよう、先進的な取組を学べる機会を設けます。
- 参観日・個人懇談・PTAの会合等、あらゆる機会を通じて、家庭との連携を図り、家でも読書する環境づくりに努めます。

<実践校紹介>

江原北小学校の子どもたちはみんな本が大好きです。「動物が登場するお話」「友達との関係や友情がテーマの物語」「歴史もの」、そして「ちょっと怖い話」が子どもたちには人気です。毎日、午後1時45分から午後2時までの「読書タイム」には、みんな集中して本を読みます。

また、月に一度、第2木曜日の朝には、保護者の方が読み聞かせに来てくださいます。保護者の方も「今回は何を读もうかな」と、図書室の本棚から本を何冊も取り出し、選んでくださいます。子どもたちも本の世界に引き込まれたように、真剣に読み聞かせを聞いています。

令和4年からは、ビブリオバトル*5 にも挑戦しています。回を重ねるごとに、みんな自分の「お薦め本」を上手に紹介できるようになってきています。次回は、教師もバトラー*6 になり参加する予定です。

「本は心と頭の栄養」。これからも江原北小学校みんなで読書活動を推進していきます。



読書タイム



保護者による読み聞かせ



ビブリオバトル

*3 ペープサート(p.10の語句説明) 紙人形劇のこと。

*4 学校図書館(p.10の語句説明)

学校図書館法第三条において、学校には学校図書館を設けなければならないと規定され、第二条では、次のように定義されている。

この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

*5 ビブリオバトル 参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたいと思う本を投票で決める催し。

*6 バトラー 発表者。

○支援の必要な子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

肢体が不自由な子どもや怪我等により一定の期間松葉杖や車いすを使わなければならなくなった子どもにとって、遠く離れたところにある学校図書館を利用するのはとても不便です。そこで、特別支援学級の学級文庫を充実させるため、学校図書館の本を提供することで、手軽に本を手にとれる環境づくりに努めています。また、その子どもたちの特性や興味・関心に合わせて、絵本や大型絵本、図鑑、歴史本や時には新聞を準備するなど、喜んで本を手にとれるようその種類にも配慮しています。休み時間になると、特別支援学級に設けられた図書コーナーに他の学級の子どもが訪れ、一緒に仲良く絵本を読んだりする姿が見られることもあります。

課題としては、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読み聞かせや、日本語を母国語としない子どものための多言語対応図書の充実があげられます。

今後は、市立図書館や関係機関・団体とも連携を深めながら、すべての子どもたちが読書できる環境の整備を進めていくとともに「徳島県読書バリアフリー推進計画」*7 に基づいた取組を充実させていく必要があります。

【具体的な取組】

- 市立図書館と連携し、点字図書や視聴覚教材、外国書籍等の仲介や情報・資料の提供を受けられる体制を整えます。
- 障がいのある子どもの読書を推進するという視点での研修を実施します。
- 通常の学級との読書交流などの活動を工夫します。
- 特別支援学級における教科等学習に読書・音読を積極的に取り入れるようにします。
- 特別支援学級在籍児童生徒、一人一人に合わせた図書の購入を行います。

3 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所でもあります。また、図書館には、地域の読書活動を支える拠点施設として子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努めるとともに、子どもがいつでもどこでも求める本・資料・情報を容易に入手できるサービスや、大活字・点字・外国語の図書等、特別な支援を必要とする子どものための資料の充実が求められています。

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要となります。市立図書館では、地域のボランティアによる「おはなし会」をはじめ、様々な読書イベントや絵本・児童図書の企画展示、地域と連携した「としょかんまつり」等を行い、子どもが乳幼児期から読書に親しむ環境づくりに努めています。

さらに、地域の学校やボランティア団体などへの団体貸出、学校図書館の利用環境整備支援、学校への出前授業等を実施しています。

今後も地域の学校や関係機関、ボランティア団体等との密接な連携・協力により子どもの読書活動に関わる研修会を開催するなど、子どもの自主的な読書活動がより活発に行われる環境づくりに向けてより一層取組を強化していく必要があります。

【具体的な取組】

● 本の整備及び情報の発信

子どもの様々な興味・関心に応えられるよう、引き続き子ども向けの本の収集に努めます。

また、大型絵本や読み聞かせに関する本等の充実を図り、子どもの読書活動を推進する取組を支援するとともに、子どもの読書に関する資料・情報を保護者やボランティア等へ発信します。

● 読書イベント・企画展示等の実施

子どもが本に興味を持ち、読書の楽しみを知ることができるように、読み聞かせや行事、展示等の充実を図り、子どもが読書に親しむ機会と場の提供に努めます。



読書のアニメーション ＊８



絵本原画展の開催

● ブックリスト作成・配布

子どもの発達段階に応じた図書を紹介するブックリスト「本のパレット」を引き続き作成し、市内の小学校全児童へ配布するとともに、乳幼児向け・幼児向けリストや絵本のテーマ別リスト等を作成し、読み聞かせの普及・啓発を図ります。

● 中高生によるボランティア支援

市立図書館では中高生を対象にしたYA(ヤングアダルト)＊９ のボランティア活動を継続して実施します。読書イベントや企画展示等の取組へ参加してもらい、その活動を通じて、子どもが自主的に図書館や読書への関心を深めるように努めます。



本のパレット 幼児向け絵本



本のパレット 小学生に読んで欲しいおすすめの本

● 図書館サービスの向上

県立図書館や他の公共図書館等と連携し、子どもが求める本や資料を提供できるよう相互貸借制度を活用したサービスの充実を図るとともに、研修等を通じて図書館スタッフの資質とレファレンスサービス*10の向上に努めます。



読書記録帳



子どもの本ナビコーナー

● 地域との連携・協力

地域における読書活動の拠点として、家庭・学校・ボランティア団体等と連携し、子どもの読書活動の推進を図ります。引き続き図書資料の団体貸出や職場体験・図書館見学の受け入れを行うとともに、ボランティア活動の機会や場所の提供、学校等の訪問、読書環境の整備支援、子どもの読書活動に関わる方を対象とした研修会等の取組を積極的に行うよう努めます。



美馬中学校 出張図書館(遠隔地サービス)



読み聞かせボランティア&図書館スタッフ合同研修会

*7 徳島県読書バリアフリー推進計画 (p.14の語句説明)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)第8条に基づき、徳島県における「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として策定されたもの。

*8 読書のアニメーション(p.16の語句説明)

子どもたちに内在している感性や知的好奇心を引き出し、本の世界へ招き入れる参加型のおはなし会。

*9 YA(ヤングアダルト)(p.16の語句説明) 児童と成人の中間期に位置する10代、主に中高生を指すことが多い。

*10 レファレンスサービス

利用者の求めに応じて、図書館の資料と機能を活用して、学習・研究・調査等のために必要な資料や情報を提供する業務のこと。

(2) ボランティア団体等による子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本市では、読み聞かせのボランティア登録をしている団体は10団体*11 あります。立ち上げて25年以上にもなる団体から最近できた団体まで様々ですが、どのボランティア団体も、子どもの読書活動を推進するために意欲的に取り組んでいます。

絵本の読み聞かせのほかに、紙芝居や『広報みま』の朗読ボランティアをしている団体もあります。

それぞれのボランティア団体は、学校や市立図書館で、読み聞かせの活動を続けています。それ以外にも、保健センターでの乳幼児の健診時等に、ブックスタートの本を渡す親子を対象にした読み聞かせも行っています。

読書推進ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていますので、ボランティア団体や関係機関等との連携を図りながら要望等を把握して、読書活動の場や機会を提供しています。

今後は、多くの子どもたちに読書推進ボランティアによる読み聞かせを充実し、読書の面白さや大切さ、素晴らしさを味わう機会を増やし、日常的な読書の習慣を身に付けることへと発展させることを願っています。

しかし、どの団体にも言えることは、ボランティアの方の年齢が高齢化したことによる退会などで、人員が減少してきています。そのために、早急にボランティアの確保や養成が求められています。このことを含め、子どもの読書活動を推進するためには、次のような取組を検討しています。

【具体的な取組】

- ボランティアをしている人や、読み聞かせボランティアに関心のある人を対象に、資質の向上を図るために、研修会を開催し、ボランティアの確保に努めます。
- 各学校や地域学校協働本部と連携して読み聞かせ活動を充実します。
- 市立図書館、保健センター、認定こども園・幼稚園等と連携し、絵本の読み聞かせの充実を図ります。
- 市立図書館等と連携協力し、読み聞かせの参考となるブックリストを作成します。
- 各団体が作成所有している大型紙芝居、パネルシアター、ペープサート等を貸借できるようなシステムをつくります。
- 読書推進ボランティア団体間の交流会を通して情報交換を図り、合同の研修会を継続します。

*11 読み聞かせボランティア10団体(p.18の語句説明)

- 録音・朗読たんぽぽ
- 朗読ボランティアあなぶき
- 朗読ボランティアグループしゃぼん玉
- よみっこ喜らり
- 江原中学校区学校支援地域本部地域教育協議会
- 読書ボランティア
- 読み聞かせグループ「はぐくみの会」
- 三島絵本読み聞かせの会
- 江北読み聞かせボランティアグループ
- おもちゃ箱2

第4章 家庭・学校・地域の連携による子どもの読書活動の推進

1 家庭・学校・図書館・ボランティア団体等の連携・協力体制

【現状と課題】

子どもの読書活動をさらに推進していくためには、家庭・学校・図書館等の社会教育施設・ボランティア団体等が一体となった地域ぐるみの取組が重要であり、このための推進体制づくりが求められます。

子どもたちになお一層読書の喜びや楽しさを伝え、発達段階に応じた啓発事業を展開するためには、読書に関わる組織や団体の連携・協力が不可欠であり、それぞれが持つ経験や活動を持ち寄り、知識や情報を共有することが大切です。

現在、家庭・学校・図書館・ボランティア団体等によって子どもの読書活動に関する様々な取組が行われており、関係機関による連携を図っています。

今後とも、それぞれが担う役割を積極的に果たすとともに、読書活動を推進するためのネットワークづくり等、関係機関が情報交換を行い、相互に連携・協力し合える総合的な推進体制をより一層強化することが必要です。

【具体的な取組】

(1) 協力体制の構築

家庭・学校・図書館・ボランティア団体等が相互の連携を強めるネットワークを構築するとともに、読書活動推進のための情報収集に努め、関係機関や民間団体等が連携した取組を活性化させます。

(2) 啓発資料の作成・提供

読書活動の意義や重要性について啓発するためのリーフレットやブックリスト等の資料を作成・提供するとともに、ホームページ等を通じて広く読書活動に関する取組を公開し、啓発と普及を推進します。

(3) 研修会やボランティア養成講座の充実

保護者や子育て支援関係者、ボランティア等を対象にした研修会を実施し、読み聞かせや子どもの読書活動に関する知識習得、技術の向上を促します。

(4) 読書環境の整備

学校図書館、市立図書館等において、子どもが利用しやすい環境整備や本の収集に取り組むとともに「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」等に、その趣旨に沿った取組を行うなど、子どもの読書活動に資する行事や講座、資料の展示等の取組をより一層積極的に行います。

<事例紹介>

美馬市立図書館では、ビブリオバトルの先進的な取組をしている三島中学校と江原北小学校の協力を得て、令和5年12月17日に「美馬市立図書館 ビブリオバトル」の大会を初開催しました。ビブリオバトルは、子どもから大人まで楽しめる本の紹介コミュニケーションゲームです。「人を通して本を知る」ことから読書推進に役立つ手法として、「本を通じて人を知る」ことからコミュニケーションの場づくりとして、全国の図書館や学校で行われています。

ルールは、まず発表者(バトラー)たちがおすすめの本を持ち寄り、1人3～5分の持ち時間内に本を紹介します。その後、観戦者(オーディエンス)が一番読みたくなった本を投票し「チャンプ本」を決定します。

大会には小学生の部と中学生・高校生の部にそれぞれ2名の発表者が参加し、32名の観戦者が集まりました。

ビブリオバトルが始まると、観戦者は真剣な様子で発表を聞き、熱のこもった発表者の言葉に相槌を打つ人も多くいました。

大会を通じて、発表者は伝える喜びと達成感を得ることができ、また観戦者は素敵な本との出会いを楽しみ、みんなが充実した時間を過ごした様子でした。

今後も読書への意欲や伝える力をより高めてもらう場として、継続的に開催していきたいと考えています。



江原北小学校児童による発表の様子



三島中学校生徒による発表の様子

2 推進のための情報収集と提供

【現状と課題】

市立図書館を中心に、『広報みま』や市ホームページ、市立図書館のホームページや公式SNSを通じて、図書や開催イベント・行事予定等の情報を提供しています。今後は、それぞれの学校図書館で蔵書のデータベース化を行い、市立図書館と学校図書館をつなぐ蔵書検索ネットワークシステムを構築します。

<実践校紹介>

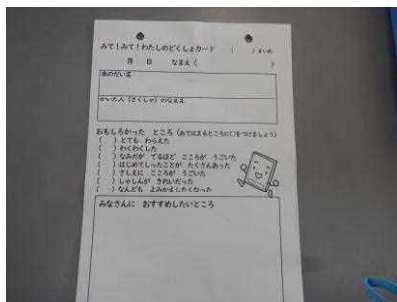
岩倉小学校では、家庭学習と関連付けて児童の読書習慣づくりに取り組んでいます。

毎週水曜日を「読書デー」と定めて、児童がクラスみんなに紹介したい本をワークシートに書くという宿題を出しています。児童が書いてきたワークシート(読書カードと呼んでいます)を教室に掲示することで、その中から「次に読みたい本」や「おもしろそうな本」を見つけられるようにしています。

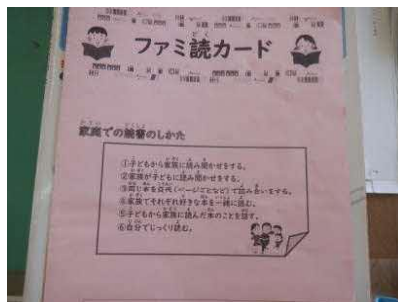
また、毎月第3週末を「ファミ読デー」と定めて、児童が家族と一緒に本を読んだり、家族に読み聞かせをしてもらったりする宿題を出しています。家族の人の協力のもと児童が楽しく本に触れられる取組を行っています。

家庭学習以外にも、本への関心を高める活動を図書委員会が中心となって行っています。

春には、図書委員会の児童が作った「ガチャガチャ」をつかって、図書室でイベントを行いました。「ガチャガチャ」の中には「当たり」または「外れ」が入っており、「当たり」を引くと景品がもらえます。普段あまり図書室を利用しない児童もたくさん図書室に来てくれました。また、図書委員会による「読み聞かせ」活動も行いました。どんな本を読んでもくれるのか楽しみにしながら図書室にたくさんの児童が来てくれました。これからも、児童がいろいろな本に触れられることをめざした活動を続けていきたいです。



読書カード



ファミ読カード



読み聞かせ

3 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」における取組

【現状と課題】

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)・「読書週間」(10月27日～11月9日)の期間中、市立図書館での催しなど関連行事が実施されています。

また、学校においては、ポスター掲示や委員会活動で啓発をするとともに、お話を実施し、家庭読書を推進しています。

今後も市立図書館と連携し、「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」についての趣旨の浸透を図り、読書活動への興味関心を高めていく必要があります。

【具体的な取組】

「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」に、学校や市立図書館においてその趣旨に沿った取組を、『広報みま』や学校通信等に掲載し、広報活動を推進していきます。

【 資 料 編 】

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定の経緯

日 時	策 定 の 経 緯 等
令和6年8月28日	第1回「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定委員会 原稿確認依頼
令和6年10月21日	第2回「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定委員会 原稿確認
令和6年12月18日	第3回「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定委員会 原稿確認
令和7年3月31日	「美馬市子どもの読書活動推進計画」 美馬市教育委員会へ報告

「美馬市子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

氏 名	所 属	備 考
長江 徹子	教育委員会 教育研究所	教育指導監
三橋 孝史	美馬小学校	美馬小学校校長 美馬市小学校教育研究会図書館教育部会長
河野 昭一	江原中学校	江原中学校校長 美馬市中学校教育研究会国語部会長
三宅 幸代	美馬市子どもすこやか課	認定こども園・幼稚園担当 幼保指導監
青木 幸代	読書団体「しゃぼん玉」所属 読書サポーター	読書サポーター連絡会会長
梶浦 真子	美馬市立図書館	美馬市立図書館館長